

「子ども手当」申請手続きはお済みですか？

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年4月から「子ども手当制度」が創設されました。対象の子どもを養育している人で、まだ申請がお済みでない場合は、至急手続きをしてください。

【支給対象の子ども】

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人（おおむね中学校修了前までの子ども）

【請求者（受給資格者）】

本市に住所を有する人で、対象の子どもの養育している人

※父と母がともに子どもを養育（金銭的・精神的な生活全般面倒を看ている）している場合は、所得の高い人（子どもの生計を維持する程度の高い人）が受給資格者です。

※公務員の人は、勤務先に申請してください。

【手当額】

月額 子ども1人につき13,000円

Q 申請が必要な人はどんな人？

「子ども手当認定請求書」の提出が必要な人

- ① 第1子が生まれた人
- ② 本市に転入した人
- ③ 支給対象の子どもの養育するようになった人
- ④ 「児童手当」を所得制限などにより受給できなかった世帯
- ⑤ 平成22年4月に中学2・3年生になる子どものみがいる人

「額改定認定請求書」の提出が必要な人

- ⑥ 平成22年3月31日時点で児童手当の受給資格があり、平成22年4月1日から中学2・3年生になる子どもを養育している人
- ⑦ 新たに子どもが生まれ、養育する子どもが増えた人

【申請期限】

右記の①②③⑦に該当する人は、事実発生（出生日・転出予定日などの翌日から15日以内に手続きをする）と、事実発生日の属する月の翌月から支給されます。右記の④⑤⑥に該当する人は、9月30日（木）までに認定請求をすると、平成22年4月分からはさかのぼって支給されます。

※期限（平成22年9月30日）を過ぎると、申請の翌月からの認定になりますので、ご注意ください。
※子ども手当は子どもの健やかな育ちのために有効に用いてください。
また、市へ寄附する制度もありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎） ☎242-1159

保育所設置認可希望者募集

本市の南部市街化区域とその隣接地域では、認可保育所が不足しています。今後も不足することが見込まれるため、保育所を設置し、設置認可を希望する事業者を次のとおり募集します。

●設置区域

本市の南ヶ丘小学校校区または西合志南小学校校区およびその隣接地域（ホームページに募集区域図を掲載しております）

●募集園数

1園

●応募資格

次の要件をすべて満たしているものとする

- ① 社会福祉法人または開設までに社会福祉法人認可を受けることができる人
- ② 保育事業の経験等を有する法人等（施設長（予定者）の経験等）
- ③ 市町村民税の滞納がないもの（団体の代表者および施設長（予定者含む））

●保育所開設時期

平成24年4月1日までに開所すること

●土地

保育所を設置する土地は、保育所設置認可希望者（申込者）で用意すること

●施設整備等

土地取得に要する経費は自己負担

●資金などの対応とし、施設整備などに要する経費は「合志市保育所施設整備補助金交付要綱」に基づき交付（予定）する。

※平成23年度予算の成立をもって正式決定とする。

●定員等

保育所の施設規模は、90人以上とする。ただし、開設時の定員は60人とし、段階的に定員増を行なうものとする。（児童福祉法等および児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）を遵守すること）

●提出書類等

「合志市保育所設置認可希望者募集要項」による

（必要な書類は子育て支援課でお渡しします。また、ホームページからもダウンロードできます）

●提出期間

9月1日（水）～10月20日（水）午後5時必着（必ず持参してください）

※受付時間は、午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日は、受付を行いません。

提出・問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎） ☎242-1159
ホームページアドレス <http://www.city.koshi.lg.jp>

「一口でも早い下水道への接続に」協力ください

9月10日は
下水道の日

1 水洗トイレで毎日の暮らしが快適に！

わたしたちの暮らしを本当に豊かで快適・さわやかなものにするために、下水道の整備はみんなの願いです。すでに、下水道処理区域内の家庭では水洗化が進み、快適な生活を送っています。

公共下水道では、家庭の雑排水はもとより、現在くみ取り式トイレを利用して家庭や浄化槽式水洗トイレを設置している家庭でも改造工事を行ない、下水道に接続することができます。

『3年以内に改造を！』

下水道法では、処理区域内にある家庭等のくみ取り便所は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造するよう義務付けられています。また、浄化槽式水洗トイレを設置している家庭では、遅滞なく排水設備を設け、下水道に接続しなければなりません。

ん。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

2 受益者負担金の支払い

下水道の施設は道路や公園と違い、利益を受ける人が決まっています。そのため下水道整備により直接利益を受ける人（受益者）にその建設費の一部を負担してもらっています。

これから下水道を使用しようとする土地（公共棟が設置され、いつでも下水道に接続できる土地を含む）に対して、1㎡あたり330円を賦課しています。納入方法は一括前納と分割納付とがあります。一括前納の場合、負担金納入後、20%の報奨金が交付されます。

3 排水設備工事の手続き

(1) 工事の計画をたてる
水洗トイレに使用する便器は、種類がたくさんあります。和式にするか、洋式にするかなど、よく検討

して決めてください。特に工事費用は規模や条件によって変わってきますので、見積りを取るなど前もって確認しておく必要があります。

(2) 工事店を決める

排水設備などの工事は、市が指定した工事店にご依頼ください。処理区域内の皆さんが安心して工事ができ、公共下水道の機能を適正に維持するための基準に沿った工事を行なうために指定工事店制度を設けています。

(3) 工事の申請

指定工事店が皆さんの代理で行ないます。

(4) 工事の着手

排水設備の工事に着手します。

(5) 工事の検査

工事が完了すると、工事完了届を上下水道課に提出していただき（指定工事店が代行）、市が検査を行ないます。検査に合格すると、排水設備検査済証を交付します。

(6) 下水道使用料

工事の完了後、下水道への排水が始まると下水道使用料が賦課されます。水道の量水器による使用水量に応じて料金がかかります。

問い合わせ先 上下水道課（合志庁舎） ☎248-1232